

宇治武田病院 第2回 女性の活躍推進に係る行動計画

宇治武田病院における女性職員の活躍の推進に関する一般事業主行動計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条に基づき、より一層、女性の活躍を推進できるよう、さらに上を目指すため策定する一般事業主行動計画である。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容

- < 目 標 >
- 1 通常の労働者に占める女性労働者の割合が7割以上。
 - 2 女性労働者の平均勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数が7割以上。
 - 3 時間外労働及び休日労働時間の合計時間数の平均が毎月45時間未満。
 - 4 管理職に占める女性労働者の割合が5割以上。
 - 5 女性非正職員の正職員への積極的な転換。

- < 取組内容 >
令和3年4月～
- ・女性が活躍できる職場(えるぼし認定企業)であることについて求職者に積極的に発信する為ホームページの充実を図る。
 - ・利用可能な両立支援制度(育児休暇、介護休暇、子の看護休暇制度等)をイントラネット、全体会議等を通じて労働者、管理職に周知徹底する。
 - ・長時間労働の是正について、時間外労働が月30時間を超える職員を毎月、安全衛生委員会で取り上げ該当部署に改善を促す。

以上